

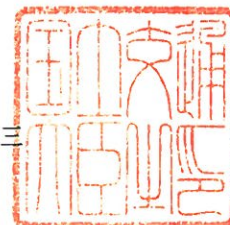


認定書

国住指第1607号
平成 18年 12月 15日

興亜不燃板工業株式会社
代表取締役 三枝 輝壹郎 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各1時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060NE-0078

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

鋼板・せっこうボード・イソシアヌレート保温板・硬質木毛セメント板表張/軽量鉄骨下地外壁(非耐力)

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

鋼板・せっこうボード・イソシアヌレート保温板・硬質木毛セメント板表張／軽量鉄骨下地外壁
(非耐力)

2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項目	申請仕様
壁の高さ	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁の厚さ	59.5mm以上
胴縁間隔	910mm以下

3. 申請仕様の主構成材料：

申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様
胴縁	<p>材料：①又は② ①一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350) ②一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) 形状・寸法：①又は② 目地部：①□-100×50×20×2.3mm以上 (ダブル仕様) ②□-100×100×2.3mm以上 一般部：①□-100×50×20×2.3mm以上 ②□-100×50×2.3mm以上</p>
外装材	<p>材料：鋼板 材質：①～⑨の一 ①塗装熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) ②塗装熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322) ③塗装熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318) ④熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321) ⑤熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) ⑥電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) ⑦塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320) ⑧高耐候性圧延鋼材 (JIS G 3125) ⑨塩化ビニル樹脂金属積層板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8674～NM-8696の一、但し、鋼板に限る。) 形状：仕様1又は仕様2 (図3参照) 厚さ：0.35mm以上 (化粧層含む) 寸法：働き幅：780mm以下、リブ高さ：15mm以上</p>
下地材	<p>仕様：重張又は複合板 材料：①表張材、②中張材と③裏張材の重張り又は④の複合板 (④は①と②と③を工場であらかじめ接着剤で張合せた複合板) ①表張材： 材料：せっこうボード (JIS A 6901) 厚さ：9.5mm以上 ②中張材：断熱材 材料：イソシアヌレート保温板 厚さ：10～75mm 熱伝導率：0.024W/(m・K)以下 密度：30～55kg/m³ 構成：(1)表面材、(2)しん材及び(3)裏面材 (1)ポリエチレン樹脂フィルム張合せ炭酸カルシウム紙 材質：1)及び2) 1)炭酸カルシウム紙： 厚さ 0.12～0.23mm 質量 120～190g/m² 2)ポリエチレン樹脂フィルム： 厚さ 50μm以下 質量 50g/m²以下 (2)しん材 材質：イソシアヌレートフォーム 厚さ：10～75mm (±1mm) 密度：30～55kg/m³</p>

つづき

下地材	<p>(3) ポリエチレン樹脂フィルム裏張りクラフトライナー紙 張合せアルミニウムはく 厚さ：0.24～0.35mm 質量：284～364 g/m² 構成：1) 表面材、2) 及び3) 裏面材 1) アルミニウムはく： 厚さ 20 μm以上 質量 54 g/m²以上 2) 紙：a)～d) の一 a) クラフトライナー紙： 厚さ 0.26mm以下 質量 220 g/m²以下 b) クラフト紙： 厚さ 0.22mm以下 質量 180 g/m²以下 c) 水酸化アルミニウム紙： 厚さ 0.26mm以下 質量 220 g/m²以下 d) 炭酸カルシウム紙： 厚さ 0.15mm以下 質量 140 g/m²以下 3) ポリエチレン樹脂フィルム： 厚さ 70 μm以下 質量 90 g/m²以下</p> <p>③裏張材：硬質木毛セメント板（国土交通大臣認定準不燃材料 QM-9701） 厚さ：25mm以上 密度：0.9 g/cm³以上</p> <p>④複合板 厚さ：44.5mm以上 上記 ①せっこうボード 9.5mm以上 ②イソシアヌレート保温板 10～75mm ③硬質木毛セメント板 25mm以上 質量：30kg/m²以上 接着剤：1) 又は2) 1) ウレタン系樹脂 2) 酢酸ビニル系樹脂 塗布量：200 g/m²以下（有機質量）</p>
-----	--

4. 申請仕様の副構成材料：
申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様
胴縁取付金具	材料：①及び② ①一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) 等辺山形鋼 L-75×75×6mm以上 ②一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) 平鋼 PL-6×75×80mm以上 (胴縁ダブル部位仕様)
ジョイナー	材料：溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) 形状・寸法：T-0.27×8×30mm以上
防水紙	材料：①～⑤のー ①アスファルトルーフィングフェルト (JIS A 6005) 単位面積質量 1500 g/m ² 以下 ②合成高分子系ルーフィングシート (JIS A 6008) 厚さ1.5mm以下 ③改質アスファルトルーフィングシート (JIS A 6013) 厚さ2.5mm以下 ④透湿防水シート (JIS A 6111) 厚さ：0.4mm以下 ⑤なし
熱膨張材	材料：黒鉛含有エポキシ樹脂シート 組成 (質量%)： エポキシ樹脂等 25.0±3 熱膨張性黒鉛 25.0±3 (グラファイト等) 無機質充てん材 50.0±5 (水酸化アルミニウム等) 厚さ：1.0mm以上 幅：15mm以上
留付材	外装材固定用： 材料：①、②又は③ ①タッピンねじ (JIS B 1122) 呼び径φ5×60mm以上 ②ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ4.8×60mm以上 ③ドリルねじ (JIS B 1124) 呼び径φ4.8×60mm以上 留付間隔：240mm以下
	下地材固定用： 材料：①、②又は③ ①タッピンねじ (JIS B 1122) 呼び径φ5×60mm以上 ②ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ3.9×60mm以上 ③ドリルねじ (JIS B 1124) 呼び径φ4.8×60mm以上 留付間隔：286mm以下
	胴縁固定用： 六角ボルト (JIS B 1180) M12×長さ25mm以上 ナット (JIS B 1181) M12以上

5. 申請仕様の構造説明図：
申請仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

6. 施工方法：

施工図を図4に示す。

施工は以下の手順で行う。

①下地材の組付け

- ・ 胴縁の取付けについては、胴縁取付金具を間柱・柱等の間隔910mm以下になるよう、電気溶接等で取付ける。
- ・ 間柱は、間柱受に取付けられた間柱取付金具と母屋連結固定板にて固定する（評価対象外）。間柱の間隔は構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法とする（評価対象外）。
- ・ 胴縁（C又は□形鋼）は間柱・柱等に取付けた胴縁取付金具に留付材又は電気溶接で取付け固定する。

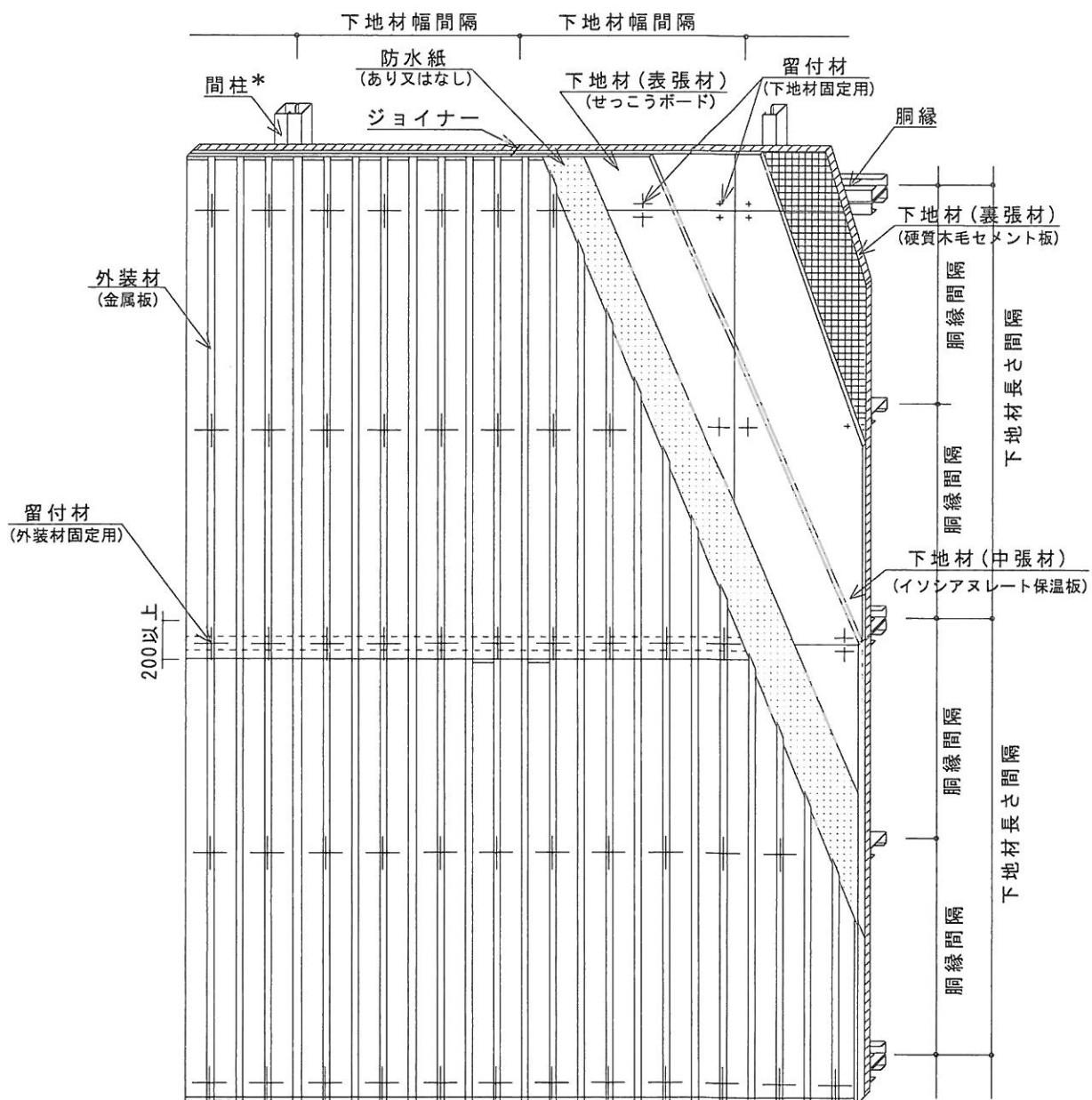
②下地材の取付け

- ・ 下地材は重張り又は複合板とする。
- ・ 室内側に硬質木毛セメント板（裏張材）となるように、硬質木毛セメント板とイソシアヌレート保温板及びせっこうボードを接着剤（塗布量200g/m²以上）で重張りし、ジョイナーを敷き込み下地留付材にて固着する。

③外装材の取付け

- ・ 縦張仕様を原則とする。
- ・ 化粧鋼板の溝部（谷部：凹側）で、水平方向は溝間隔の一つおき（2谷留め）、鉛直方向は間隔910mm以下で胴縁に外装用留付材にて固着する。
なお、化粧鋼板の水平方向の接合部は、重ね代200mm以上とする。

単位 mm

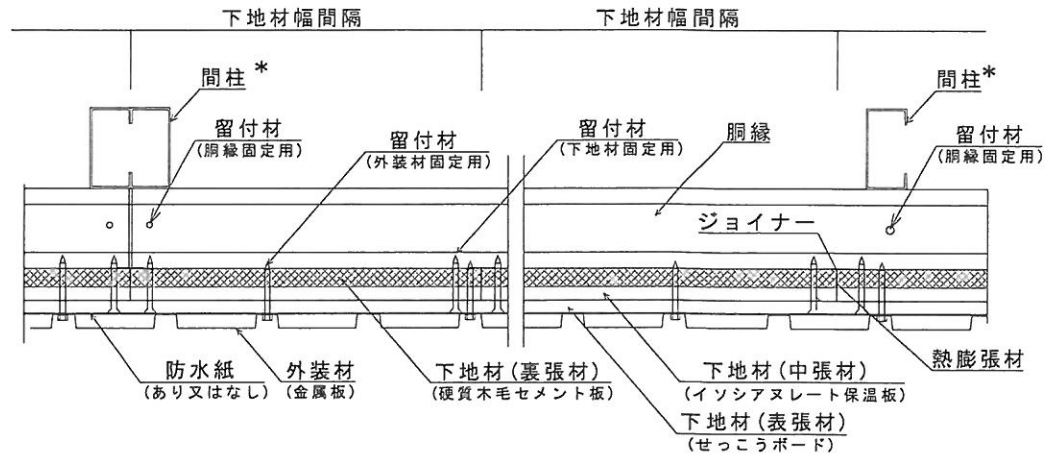


透視図

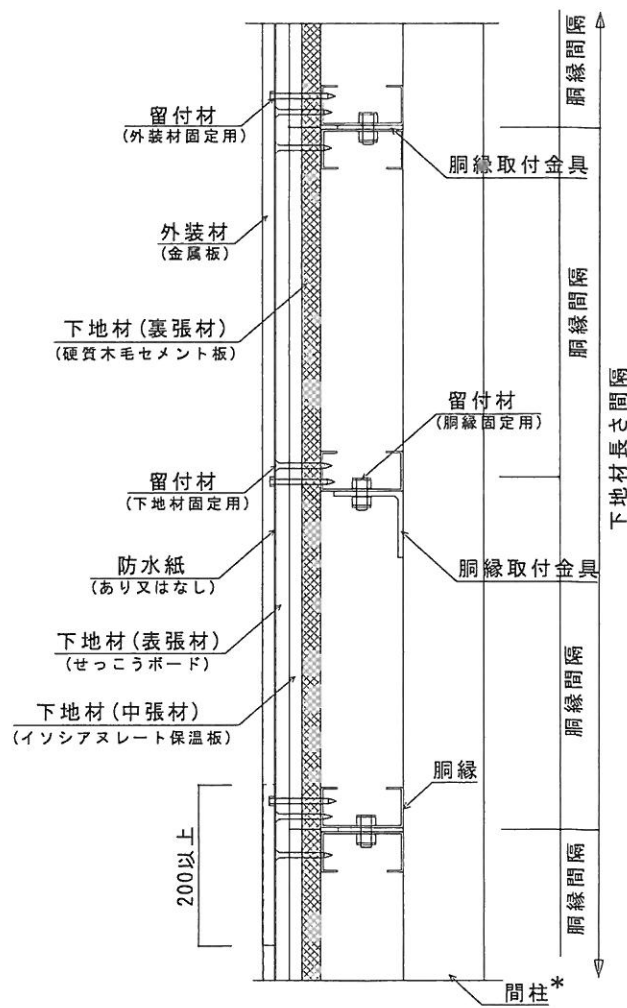
* 評価対象外

図 1 構造説明図

単位 mm



水平断面詳細図

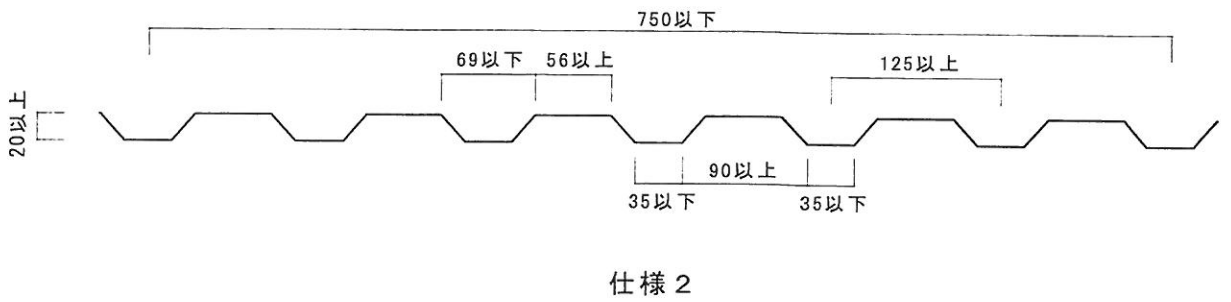
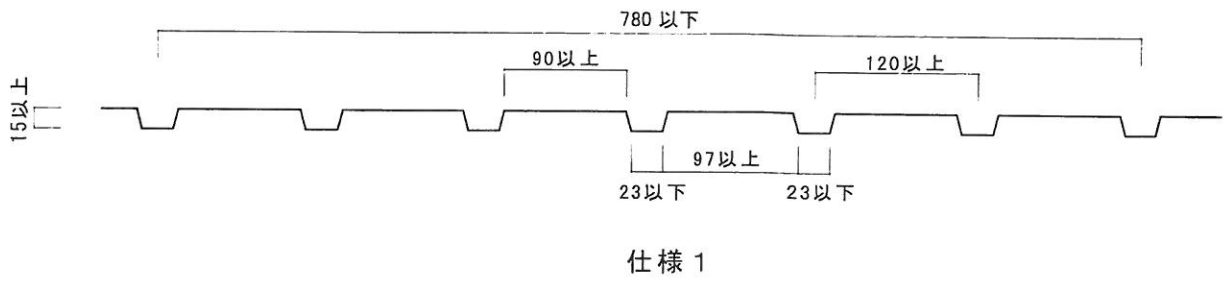


鉛直断面詳細図

*評価対象外

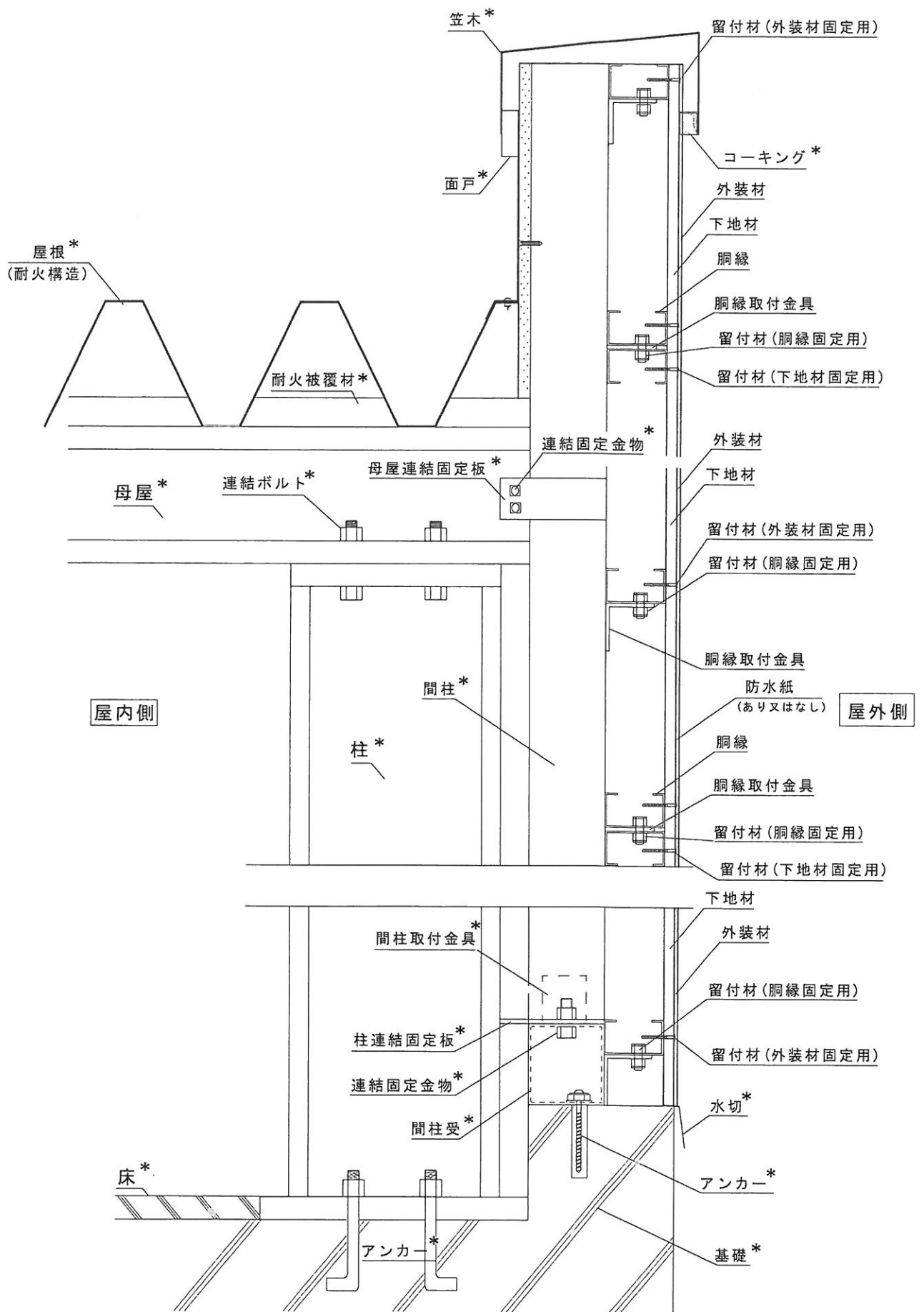
図2 構造説明図

単位 mm



外装材(金属板)の形状(折板の種類)

図 3 構造説明図



* : 評価対象外

図4 施工図